

# ユートピアニズムの解剖

## ——『危機の20年』と大戦間期の国際仲裁——

木下 郁夫

国際政治の「現実」とは何であろう。

政治学は規範を説教するばかりでなく、「現実」、すなわちありのままの実存を対象としなければならない、とエドワード・ハレット・カーはいました。『危機の20年——国際関係序説——』は彼の講義の学生どころか、国際関係論を志すあらゆる者にとり序説でありつづけている。ところが、彼の「現実」には二重の意味があった。実存以外のもうひとつの意味は、力と国家を国際政治の本質とみることであった<sup>1)</sup>。世論、知性、自由放任、調和、国際主義、道徳は非本質とされ、実存しない、あるべき理想境の「ユートピア」とされた。さらに、これらを重視する政策まで「ユートピアニズム」と命名され、国際連盟や諸条約がひとつくりにされた。

ユートピアニズムはカーにとり、現実主義のひきたて役でしかなかった。彼は歴史のあと知恵で、つごうのよい概念と発言のよせあつめでわら人形をつくり、ノックダウンすることができた。アドルフ・ヒトラーの登場と第二次世界大戦の勃発で、力と国家の全盛期ははじまっていた<sup>2)</sup>。「幼稚な」ユートピアニズムと「成熟した」現実主義の二分法は、説得力あるレトリックにおもわれた<sup>3)</sup>。しかし、連盟も諸条約も不成功的諸提案も、まぎれもなく歴史事実であった。実存しても（彼の定義する）本質でなければ非現実、とするカーの論法はダブル・スタンダードであった。

本論文ではユートピアニズムのレッテルをはられた諸現象を解剖する。まずは、法学的解剖から着手したい。

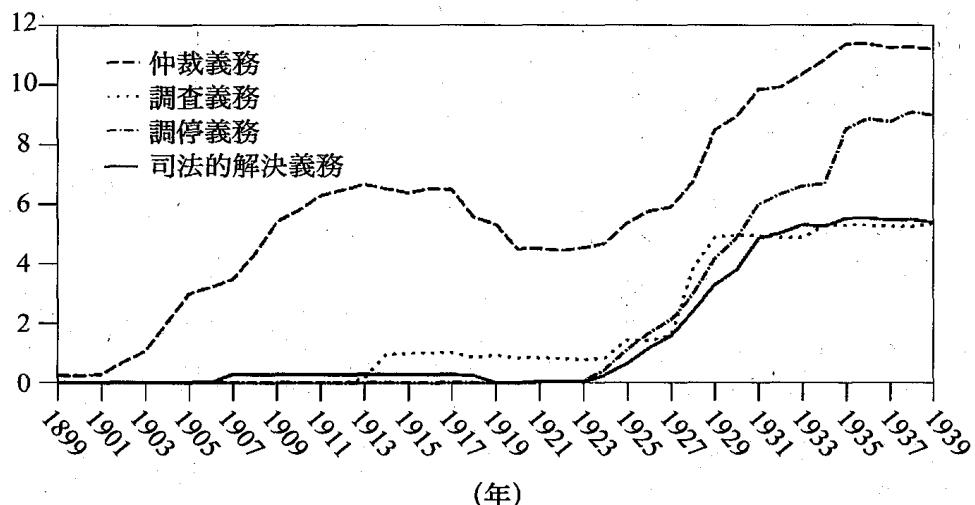
### 第1節 ユートピアニズムの国際法

#### 紛争処理の義務化

戦争は国家のあいだに論争があるからおきる。であるなら、平和のうちにそれを処理する規範をつくれば戦争はおこらない。この平和をめぐるパラダイムのため、両次大戦間期、多大な精力がついやされた。

第三者に公式意見をもとめて平和的な紛争処理をうながす方法には、仲裁、調査、調停、司法的解決がある。仲裁はもっとも古典的であり、アラバマ号事件を解決して英米間の戦争をふせいだ1870年代以降、定着した。さらに、1899年には第1回ハーグ平和会議で国際紛争平和的処理条約が署名され、仲裁の法制化が活発になった。この条約の趣旨は、事前に仲裁手続きと仲裁裁判官の候補を用意しておくことで、付託のわずらわしさを緩和することにあった。常設仲裁裁判所(PCA)はそれゆえカーニーいうように「仲裁にうったえたい国ぐにがいつもそこから適當な仲裁裁判官をえらぶことができる一団の人びと」<sup>4)</sup>であって、判事団の構成が当事国の意向から自由な司法裁判所でなかった。

ハーグ会議は第2回会議(1907年)をふくめ、仲裁の義務化に失敗した。かわりに、将来の紛争を付託する義務を国ぐにが任意の仲裁条約で約束する方途がしめされた。すくなくとも仲裁条約が、二国間であれ多国間であれ締結された。何か国にたいし仲裁、調査、調停、司法的解決による紛争処理を各国が約束したかは、締結した全条約の相手国数を集計し、複数の条約間で重複があればそれをひき算すればよい<sup>5)</sup>。なお、本論文のデータにおける国家アクターの母集団は、戦争関連プロジェクト(Correlates of War Project)の国家システム・メンバー<sup>6)</sup>に一致させた。ただし、アイスランド、アイルランド、インド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカは十分な対外主権をもたなかつたので除外した。時系列



グラフ1 仲裁、調査、調停、司法的解決各義務の相手国数平均  
出所 本論文のデータをもとに作成。

で相手国数の各国平均をしめしたのがグラフ1である。

仲裁義務の急増は大戦で一時とぎれたものの、戦後秩序の構想にさいし、あらためて活用がはかられた。たとえば、ドイツを国際社会に復帰させたロカルノ諸条約には数本の仲裁条約がふくまれた（1925年）。二国間条約が順調に増加するとともに、多国間条約の国際紛争平和的処理一般議定書に加入する国があいついだ（1928年以降）。

### 調査、調停、司法的解決

20世紀前半さかえたのは仲裁だけでなかった。第一次大戦直前に調査が、1920年代初めに調停と司法的解決が発展した。これら裁判外紛争解決（ADR）の手続きが注目された時代背景に、労働争議を解決する国内法の先進諸国における整備があったことを付言しておく<sup>7)</sup>。

調査は国際紛争平和的処理条約で奨励された審査と同一であり、事実認定による相違の解消を目的とする。著名な例にドガーバンク事件がある。日露戦争中、ロシアの軍艦がイギリスの漁船を日本の水雷艇と誤認して撃沈し、死者をだした。イギリスは日本の同盟国であったため、ロシアの同盟国フランスは関係悪化を憂慮し、そのはたらきかけで1899年条約にもとづく国際審査委員会がもうけられた。砲撃を正当化する事実はなかつたと委員会は報告し、それを尊重したロシアの賠償決定で一件落着した<sup>8)</sup>。

おもわぬ副産物として、調査の義務化が米州で拡大した（表1およびグラフ2を参照）。解決に感銘をうけたポピュリストの平和主義者ウィリアム・ジェニングズ・ブライアンは米国国務長官に就任するや、調査委員会を常置する二国間条約をワシントン駐在の外交使節たちに提案した。調査にはメリットがいくつかあるとされた。まず、当事国間に合意がなくても、既設の委員会が勝手に活動をはじめることができる。また、法的性格の紛争に適用が限定される傾向にあった仲裁とちがい、あらゆる性格の紛争をつかえる。さらに、報告書ができるまで戦争を禁止する冷却期間の設定により、興奮の沈静化が期待できる。

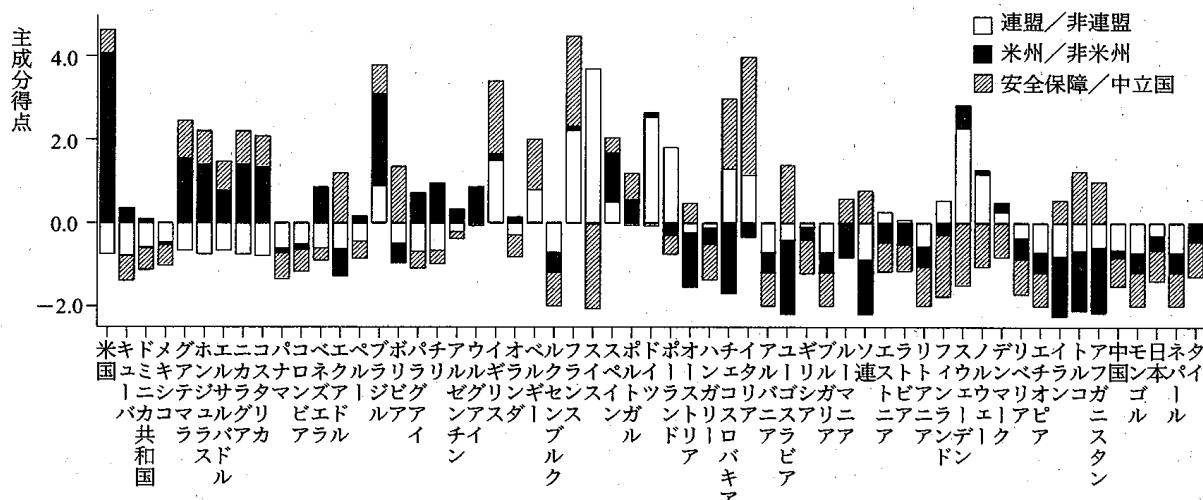
ブライアンの意図は「国際世論」に紛争の解決をゆだねることであつた<sup>9)</sup>。中立の外国人が委員長となるなら、審査結果に異をとなえるのは容易でない。これら平和向上条約（Treaties for the advancement of peace）はブライアン条約とよびならわされ、二十数か国とのあいだで発効した。以後、米国からチリにいたる米州国が署名した通称ゴンドラ条約（1923年）

表1 紛争処理と同盟の義務についての主成分行列（1925年）

変 数	連盟／非連盟	米州／非米州	安全保障／中立国
仲裁義務	.476	.564	.366
調査義務	-.160	.781	.126
調停義務	.802	-.036	-.381
司法的解決義務	.906	-.016	-.068
防衛義務	.519	-.225	.609
中立義務	-.102	-.558	.580
不侵略義務	-.113	.355	.397

## 因子抽出法：回転なしの主成分分析

注 防衛、中立、不侵略の諸義務についてはつきのデータを使用した。Brett Ashley Leeds, Jeffrey M. Ritter, Sara McLaughlin Mitchell, and Andrew G. Long, "Alliance Treaty Obligations and Provisions, 1815-1944," *International Interactions* 28 (2002): 237-260.



グラフ2 紛争処理と同盟の義務についての主成分得点（1925年）

注 防衛、中立、不侵略の諸義務についてはつきのデータを使用した。Leeds, Ritter, Mitchell, and Long, "Alliance Treaty Obligations and Provisions, 1815-1994."

はじめ、多数の条約がむすばれた。

一種の調停といえば、連盟規約第15条の紛争処理手続きがある。イギリス労働党の理論家リオナード・シドニー・ウルフは大戦中に『国際政府』をあらわし、「国際理事会」に調停の任務をもたせることをとなえた<sup>10)</sup>。これがほぼそのまま実現し、連盟では、理事会または一定の条件下で総会が国交断絶のおそれがある紛争を調査し、それでも解決しなければ勧告の

措置をとることができた。勧告が当事国をのぞいて全理事国の同意をえたばあい、したがう国にたいする戦争は禁止され、にもかかわらず戦争にうつたえる国には第16条のもとに制裁が科されることになった。

調停条約の増殖は意外にも、北ヨーロッパ中立諸国がいだいた連盟への距離感に起因した。規約第15条の手続きは大国の発言力がつよい理事会に決定権をあたえたため、中小国に警戒された。第16条の制裁も、中立国に苦痛をあたえた大戦中の封鎖を想起させた。そこでスウェーデンとノルウェーは、二国間の「常設仲裁調停委員会」を連盟国どうしが設置し、委員長の最終選任権を常設国際司法裁判所にゆだねる規約改正を提案した。この案は採択されず、かわりに1922年の総会は調停条約の雛形をしめし、締結を各国に勧告した<sup>11)</sup>。それにも中立国は率先してとりくみ、ヨーロッパはしたがった（表1およびグラフ2）。調停委員会の委員長には中立国の政治家や法学者がおおく就任し、国連事務総長ダグ・ハマーショルドの父でスウェーデン首相をつとめたクヌート・ヒヤルマル・ハマーショルドはいくつかを兼任した。米州調停条約（1929年）や反戦不侵略条約（1935年）により、調停は非連盟国に普及した。

ところが二国間の調査・調停はブライアンの楽観に反し、大戦間期たいした成果をおさめなかつた。調停は5件、調査（審査）にいたつては休戦直前のものをふくめ2件の事件があつかわれたにすぎない<sup>12)</sup>。激昂する当事国のナショナリズムを数名の外国人が説得できるのか。「世論の神格化」とカーは調査を冷笑した<sup>13)</sup>。

対照的に、連盟の調査・調停は現実政治をゆさぶつた。満州事変をあつかった有名なリットン審査委員会の報告書と、それにつづく総会の勧告決議は、日本を脱退においこんだ。この事件は緩慢な活動が急速な時局の進展においつかなかつた反省とともに、理性の光に国際社会の後光がくわわるとある意味、驚異的な効果を發揮すると教訓をあたえた。連盟史にはギリシア・ブルガリア国境紛争のような成功例があったこともわすれてならない。国連の時代、調査・調停はさらに日常的である。

司法的解決は国内ではあたりまえであるものの、国際社会では最後に登場した。判事を当事国がえらべないのは主権への脅威と認識されたからであろう。第2回ハーグ会議で「仲裁司法裁判所」の設立が議論されたものの、交渉がまとまらず、最終議定書で締結が勧告されたにとどまった<sup>14)</sup>。特殊な環境でしかもせまい地域にかぎられた中米司法裁判所は一種の実験

におわり、10年間で失効した。ようやく常設国際司法裁判所（PCIJ）ができたのは1921年であった。裁判所といつても国内とちがい、全当事国の付託がなければ管轄権はなかった。かわりに PCIJ 規程の第36条第2項は、将来の紛争にたいする管轄権の受諾を宣言した国どうしの事件にかぎり強制管轄権を設定した。この目的のための特別議定書と、司法的解決義務をもりこんだ諸条約をつうじ、PCIJ 管轄権は多数の連盟国にひろがった。非連盟国との対 PCIJ 関係で特筆すべきは、米国の加盟が上院の留保で挫折した一方、連盟を脱退したブラジルが加盟国でありつづけたことである。

### 「すべて仲裁に」

連盟は紛争処理手続きを自動化するため、二国間条約の締結を支援した。雛形の作成はすでに調停についてみたが、1928年には、その新雛形にくわえ、国際紛争平和的処理条約と司法的解決仲裁調停条約の雛形が総会で承認された<sup>15)</sup>。国際紛争平和的処理条約の雛形では、法的性格の紛争は司法的解決に、非法的性格の紛争はまず調停をこころみ、それがうけいれられなければ、強化された仲裁に付すこととされた。従来方式の（連盟規約をふくむ）仲裁義務では法的性格の紛争のみが適用範囲とされ、それが「穴」といわれつづけてきた（図1）。そこで、「すべて仲裁に」付託することを目的に、紛争の範囲を非法的性格のものにまでひろげ、法源も権利義務だけでなく「衡平および善」をふくむこととした。ほぼ同一の方式をとった多国間の平和的紛争処理一般議定書も、この年に採択された。

夢からさめたように一連のうごきが休止したのは1930年代なればであった。冷笑は満州事変、エチオピア侵攻、ロカルノ条約破棄をつうじてひろがっていた。しかし、それまでの全努力が非現実的であったとはおもえない。以下ではユートピアニズムの政治を解剖する。

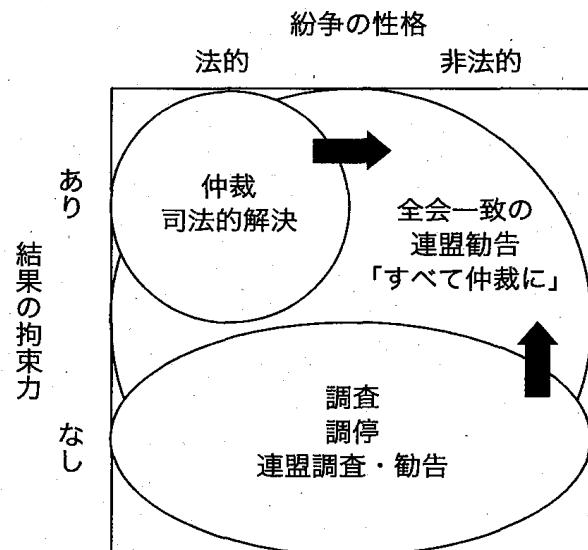


図1 連盟規約の「穴」をふさぐ

## 第2節 ユートピアニズムの政治

### はびこる中立主義

連盟の「穴」をふさぐ努力にたいする超現実的な冗談が『危機の20年』にひかれている。それをよんだ人間は、どんな国際的な状況にも対応する索引と、それからたどることができる適切な措置をかいだファイルを連盟が完備しておくなど絵空事としりながら、カーのつくったわら人形のユートピアンをばかにする。そして、相互援助条約、ジュネーブ議定書、国際紛争平和的処理一般議定書のくわだてを愚行と信じ、歴史事実としてうけとめない<sup>16)</sup>。ナイーブに、知性の光で連盟の欠陥はあらためられる、と説く合理主義者をいましめる彼の口調は、まるでバベルの塔をきずいた人間にたいする神の仕打ちのように絶対的である。

わすれてならないのは、発足初年にして連盟の理念はいちどみうしなわれたことである。連盟の立役者T・ウッドロウ・威尔ソンはたおれ、次期大統領の有力候補ウォーレン・ハーディングは米兵を戦場にささげるのが規約の目的であると非難した<sup>17)</sup>。こうして米国の不加盟は確定し、同国をはばかる隣国カナダは集団安全保障の核である第10条の削除さえ要求した。また、講和条約の履行を監視するのは、主要戦勝国だけにより構成される最高理事会とパリの大天使会議の仕事であった。

議場における弱気な発言も連盟の失墜に拍車をかけた。中立国はベルサイユ条約の作成に関与せず、集団安全保障にたいするおもいいれはなかつた。戦中、封鎖で経済的打撃をうけた北ヨーロッパ諸国は、規約違反国との通商、金融、交通の断絶を要請する第16条を危険視した。スウェーデンとノルウェーは規約の改正を提案し、1921年の総会は制裁をめぐる数か所の改正を決議した。まず、非連盟国民と制裁対象国との関係断絶を強行するのは、連盟国内に非連盟国民が居住するばあいにかぎるとした。理由は非連盟国となった米国との摩擦の懸念であった。また、各連盟国が自主的に規約違反を認定し、制裁発動するのをあらため、理事会に認定と日程決定の権限を集中することにした。さらに、制裁の延期を特定国に許可する権限を理事会にあたえることとした。これらの改正は不発効におわったものの、別途、総会が同趣旨の指針を勧告した<sup>18)</sup>。

## 仲裁、安全保障、軍縮

1922年のワシントン会議で海軍軍縮が成功し、連盟でもがぜん軍縮が中心議題となった。しかし、通貨不安になやむフランスはドイツからの賠償をもって財政の健全化をはかることを策し、翌年、ルール地方を占領した。皮肉にもこの軍事費は財政を圧迫し、重武装の経済的論拠は自壊した。反対に説得力をましたのが一般軍縮であり、それはジェノバ会議で目標とされた金本位制への復帰をたすけるはずであった。

しかし、フランス、ベルギー、ポーランドなど大陸諸国には、強大な軍隊がドイツの再起にたいする安全保障である事情はかわらなかった。いちど喪失した集団安全保障の理念が復活したのはこのときである。そこで、大陸諸国に安全保障をあたえる一方、イギリスのもとめどおり、軍縮にむけた行動を前提条件として、両主張は統合された。こうして相互援助条約が起草された。

草案は総会で承認された。しかし、かんじんの軍縮案は白紙のままであり、安全保障にたいする各国の姿勢もおよび腰であった。他大陸の連盟国に軍事活動を要求しない条文の本音は、カーが皮肉るとおり、ヨーロッパ諸国以外はあてにならないということであった<sup>19)</sup>。イギリスの総選挙が草案にとどめをさした。新首相に就任した労働党首ジェイムズ・ラムゼイ・マクドナルドは1924年の連盟総会で、安全保障を軍事同盟と同一視して非難し、仲裁システムの整備と軍縮会議の開催を主張した<sup>20)</sup>。

これに「仲裁、安全保障、軍縮」というキャッチフレーズでこたえたのがフランス首相エドゥアル・エリオである。彼は、はずされそうになった安全保障を「力なき正義は無力である」というパスカルの言葉をひき平和殿堂の三本柱にねじこんだ<sup>21)</sup>。これは軍縮会議の開催を条件にマクドナルドの同意するところとなり、急遽、ジュネーブ議定書（国際紛争平和的処理議定書）が作成された<sup>22)</sup>。軍縮と仲裁を前提に安全保障をあたえるこの議定書では、法的か非法的かをとわず、紛争は最終的に「すべて仲裁に」付されて平和的に解決されることになった。仲裁判断にしたがわない国には自動的に制裁措置がとられるため、戦争禁止は理事会の全会一致を要するとした規約の「穴」はふさがれるはずであった<sup>23)</sup>。ところが、またもやイギリスで政権が交代し、突破口になるとおもわれた議定書は新外相オースティン・チェンバレンに拒否された。

以上の略史から、仲裁はユートピアというより手づまりからの逃避先で

あったとわかる。しかし、カーの批判にも一理ある。「規模、力、政治・経済・文化的発展で大差ある60もの国ぐに」<sup>24)</sup>に適用しうる標準は、総花的か空疎かのいずれになるおそれがあったからである。

### 宥和の是非

連盟の大作をあきらめ、英仏独伊白5か国間の合意を精巧にしあげた小品が、ロカルノ条約であった。時局をわきまえた力の政治をカーは手ばなしで賞賛した<sup>25)</sup>。安全保障は西部国境の保障に、軍縮はラインラントの非武装化に、それぞれ局地化され実現した。仲裁はそれらと一応きりはなされたものの、チェコスロバキアとポーランドをふくむ「満足国家」の国際法と国際世論を、ドイツが甘受したかの印象をあたえた。かわりに翌年、ドイツは大国つまり常任理事国の地位で連盟加入をはたした。

ロカルノは宥和への第一歩であった。しかし、力の論理一辺倒の宥和は際限なき譲歩を意味した。ドイツはいつまでも「不満足国家」のままで、軍備平等、ラインラント進駐、独奥合邦と「条約の神聖」をおかしつづけた。さらに論争的なミュンヘン協定は、チェコスロバキアからズデティ(ズーテン)を割譲させた。それさえ宥和論者のカーは支持する。「1938年9月2日のミュンヘン協定にいたる交渉は、平和的変更の手続きによる一大国際争点の処理に、近年ではもっともちかいアプローチ」であり、「ヨーロッパにおける実力の均衡の変化と、国際道徳のうけいれられた正典の両方に一致した」という<sup>26)</sup>。チェコスロバキアとドイツとの国境は不正である、という「共通感覚」が英独にあった、それどころか、ヒトラーがロカルノ条約を破棄したころミュンヘンのようなものをおこなっていれば、ときえ彼はほのめかす<sup>27)</sup>。

『危機の20年』は枢軸国の論理を代弁した。1938年、ローマにヒトラーをむかえたベニト・ムッソリーニは、「ヨーロッパが盲目的に運命を託したユートピアに背をむけてきた」<sup>28)</sup>ローマ・ベルリン枢軸を自賛した。平和的変更が可能ならそれにこしたことはないが、不正な国境の修正には実力行使かその脅迫さえ辞さない、というメッセージは両者に共通する。カーニにとって、仲裁は既存の条約にもとづく国境を変更させる意図を欠くゆえに不適切であった<sup>29)</sup>。

### 第3節 ユートピアニズムの構造

#### 霸権の端境期

現象から構造に、ユートピアニズムの解剖をすすめよう。異常であったのは、大国の首脳自身による合意から、後継者たちがそろいもそろって手をひいてしまったことである。連盟規約にたいするハーディングと、ジュネーブ議定書にたいするチェンバレンの態度が好例である。ジュネーブ議定書をチェンバレンが拒否した真の理由についてF・P・ウォルターズは、自治領からの反対、経済制裁をめぐる対米関係上の懸念、東ヨーロッパの国境問題、義務的仲裁にたいする外務省の反対、をあげる<sup>30)</sup>。衰退する老大国は、帝国の将来像になやみ、米国との海軍競争をおそれ、東ヨーロッパの国境を保障する陸軍力をもたず、多額の戦争債務をおい、自由貿易と軍縮を他国に強制できない八方ふさがりの状態にあった。とくに自由貿易と軍縮の伝統をとりもどせなかつたことは、自由党を弱小政党に転落させ、イギリスのみならず世界政治を不安定にした。帝国維持が本音の保守党とて、1930年代、エチオピア問題でのホーア・ラバル案やズデティ問題でのミュンヘン協定と、大国協調という復古的ユートピアにすがって失敗した。労働党は気鋭の理論家であったウルフとフィリップ・ノエルベイカーを擁し、義務的仲裁と軍縮会議を要求した<sup>31)</sup>(表2)。不幸の元凶はカーが指摘した左翼とユートピアニズムのつながりでなく、どの党の政策もイギリス単独で遂行できなかつたことであった。

霸権安定論者のいうように、他国の協力なしでも一国が世界秩序を提供する意思と能力をもつたなら、戦間期の迷走はさけられたろう。歴史の循環のなかで、大国が衰退し、つぎの大国が興隆するまでの端境期に混乱はつきものである。イギリスにもはや世界秩序を安定させる責任をおう能力はなく、米国にまだ責任をおう意思がなかつた、とチャールズ・P・キンドルバーガーがみやぶつたとおりである<sup>32)</sup>。

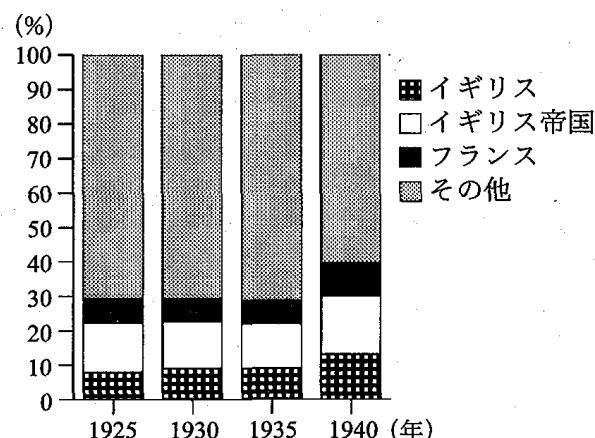
グラフ3は連盟分担金の比率である。イギリス本国は10パーセントほどにすぎず、アイルランド、インド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカをふくめた帝国全体で4分の1であった。この数字は1970年代以降の国連における米国の分担率にほほひといものの、連盟に米国が加盟しなかつたことを考慮すると実質的にはもっとひくい。にもかかわらず、財政負担が過大との声がイギリスではきこえていた<sup>33)</sup>。意思

ユートピアニズムの解剖

表2 イギリス総選挙のマニフェストにみえる各政党の対外政策

年	自由党	保守党	労働党
1922	連盟で軍縮、賠償戦債見直し、自由貿易	対外義務不拡大、仏米と友好・協力、中近東、帝国内貿易	賠償減額、トルコ、連盟で司法的仲裁・調停・軍備制限、帝国諸地域独立、貿易拡大
1923	賠償戦債、ソ連と国交、連盟、貿易制限反対	不公正貿易、輸入製品税、帝国特恵関税、軽巡洋艦建造	関税反対、連盟、調停・司法的仲裁、賠償戦債、ソ連と国交、軍縮、国防費減
1924	軍縮、自由貿易	不公正貿易、産業保護、帝国特恵関税、自治領と協力、同盟国・米国と友好協力、実際的連盟強化・軍備制限	アイルランド・自治領、仏独関係改善、フランスと友好、連盟で仲裁・安保・軍縮、ソ連と条約
1929	軍縮、自由貿易、仲裁	帝国特恵関税、産業保護、軍縮、連盟、トルコ・中国と友好、自治領と協力	貿易金融、連盟・ILO、国際紛争平和的処理一般議定書加入、軍縮、ソ連と国交
1931	インフレ回避、戦債賠償、関税削減、連盟強化、軍縮	金本位制死守、戦債賠償・軍縮・金保有量、関税導入、帝国経済一体化	反インフレ、旧金平価復帰反対、通貨で協調、戦債賠償帳消し、関税反対、産業・貿易計画、軍縮、連盟、インド
1935	効率的国防力、関税減	連盟で集団安全保障、国防力強化、海軍軍備制限、帝国内貿易、二国間で関税削減	連盟、集団安全保障、エチオピア戦争、国際警察空軍、軍縮、武器貿易廃止、市場参入・天然資源供給・植民地委任統治化で協力

出所 つぎをもとに作成。Iain Dale, ed., *Conservative Party General Election Manifestos 1900–1997* (London: Routledge, 2000); Iain Dale, ed., *Labour Party General Election Manifestos 1900–1997* (London: Routledge, 2000); and Iain Dale, ed., *Liberal Party General Election Manifestos 1900–1997* (London: Routledge, 2000).



グラフ3 連盟分担金の割合

出所 League of Nations Official Journal をもとに作成。

さえあやしかった。

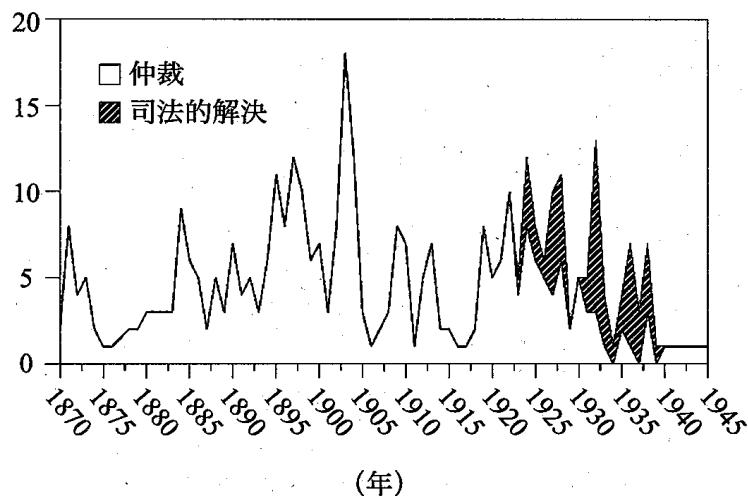
規約は世にいわれるような欠陥条約であったろうか。第10条の、侵略から領土保全と独立を擁護する、と第16条の、違反国による戦争は全連盟国への戦争とみなす、は精神さえ共有されていれば実効的な集団安全保障になったかもしれない<sup>34)</sup>。伝統的にイギリスはトルコを、米国はラテンアメリカをそうしてまもってきた。にもかかわらず、手続きに不備があると難癖がつけられ骨抜きにされた。それは「平和は不可分」とかんがえられなかつたからであった。経済制裁さえ、満州事変ではおこなわれず、エチオピア侵攻では手心がくわえられ、ともにミュンヘンを準備した<sup>35)</sup>。

### 「大転換」と平和的紛争処理

他方、政治経済の変質が国家間の対立を激化させた、というカール・ポラニーの説がある。彼によると19世紀の文明のもとでは、金融業者とその所属する中産階級が支配者であった。それは平和下の安定した経済関係で利潤をあげることができる。強国が戦争を開始しよう、あるいは拡大しようとしても、弱者にたすけ船をだす第三国があらわれ平和は回復された。こうして19世紀は平和の100年になった。第一次大戦での中断をへて、1920年代には金本位制の再建と保護主義の抑制がこころみられた。ところが転機はそとからきた。大恐慌によって、国際金本位制、勢力均衡、自由主義国家、そしてすべての源であった自己調節的市場が崩壊した。かわって、アウタルキー、孤立、大衆政治、社会主義があらわれた。これが「大転換」のあらましである<sup>36)</sup>。ポラニーは連盟を評価しない。それはドイツを非武装化し、勢力均衡の機能を衰弱させた、という（カーとおなじ）理由ゆえである。しかし、1920年代のとくにウォール街の相場が暴落する直前、経済的国際主義の回復は信じられていた。ユートピアニズムのあえぎがきこえても、平和は相互依存により延命されるはずであった。結局、各国は金本位制を離脱し、軍拡をふくむ総需要政策への道がきりひらかれた。

「大転換」は仲裁と司法的解決の付託パターンにも影響した。グラフ4は仲裁への付託件数と常設司法裁判所の受理件数である。調査・調停とちがい、仲裁はアラバマ号事件付託以降、司法的解決はPCIJ設立以降、恒常的におこなわれた<sup>37)</sup>。にもかかわらず、第一次世界大戦をさかいに紛争処理は変質した。

## ユートピアニズムの解剖



グラフ4 国際紛争にたいする仲裁者・裁判所の介入事件数

出所 つぎをもとに作成。Permanent Court of International Justice, *Sixteenth Report of the Permanent Court of International Justice* (Leyden: A. W. Sijthoff, n.d.); and A. M. Stuyt, *Survey of International Arbitrations: 1794–1989*, 3rd ed. (Dordrecht: Martinus Nijhoff, 1990).

相互依存は平和の動機であると同時に紛争の種でもある<sup>38)</sup>。帝国主義期、大国のありあまる経済的・社会的なエネルギーは国民国家が未成立または未熟な地域に発散された。19世紀文明とて、開戦理由に十分な根拠があれば無罪放免にせず、解決を戦争回避の前提とした。たとえ当事者間でさしの交渉が失敗しても、勢力均衡がはたらき仲介する国があらわれた。それでも直接合意が不調であれば、仲裁人をたてるのがならいとなった。ところがこの構図にも「大転換」がおきたのである。

命題を統計分析により確認しよう。従属変数はうえのグラフの件数を10年ごとに集計したものである。独立変数に、当事国の軍事支出額、兵員数、エネルギー消費量、総人口、貿易総額、政治体制、外交使節派遣、第一次大戦敗戦、第一次大戦中立、米州、ヨーロッパ、を用意し、ステップワイズ法により重回帰分析をおこなった（表3および4）。

帝国主義の前期（1880年、1890年）、エネルギー消費のおおい、すなわち産業革命をなしとげた先進国ほど紛争当事国となった。これらの国民は世界のいたるところでかけ貿易や投資をし、しばしば紛争にまきこまれた。もちろん、一方の当事国は途上国であったかもしれない。しかし、もう一方が往々にして常連の先進国であった。

20世紀へのかわり目になると、米州の当事国がきわだつ傾向があらわ

表3 仲裁および司法的解決の付託をめぐるデータ

変数	概要と出所
仲裁・司法的解決付託	司法的解決に勧告的意見はふくめない。期間は1875-84年、1885-94年、1895-1904年、1905-14年、1915-24年、1925-34年、1935-44年である。A. M. Stuyt, <i>Survey of International Arbitration: 1794-1989</i> , 3rd ed. (Dordrecht: Martius Nijhoff, 1990); and Permanent Court of International Justice, <i>Sixteenth Report of the Permanent Court of International Justice</i> (Leyden: A. M. Sijthoff, n.d.).
軍事支出額 兵員数 エネルギー消費量 総人口	すべて National Material Capabilities (v3.02) のデータを使用する。J. David Singer, Stuart Bremer, and John Stuckey, "Capability Distribution, Uncertainty, and Major Power War, 1820-1965," in Bruce Russett, ed., <i>Peace, War, and Numbers</i> (Beverly Hills: Sage, 1972), pp. 19-48; and J. David Singer, "Reconstructing the Correlates of War Dataset on Material Capabilities of States, 1816-1985," <i>International Interactions</i> , vol. 14 (1987): 115-32.
貿易総額	ドルの現在価値に換算した輸入プラス輸出を使用する (International Trade Database)。Katherine Barbieri, <i>Economic Interdependence and Militarized Interstate Conflict, 1870-1985</i> , Ph.D. dissertation, Binghamton University (1996); and Katherine Barbieri, "Trade and Conflict: Assessing the Impact of Interdependence on Militarized Conflict," unpublished manuscript (1998).
政治体制	Polity IV より、民主度から独裁度をひいた polity2 を使用する。Monty G. Marshall and Keith Jagers, "Polity IV Dataset," ver. p4v2002, computer file (College Park: Center for International Development and Conflict Management, University of Maryland, 2002).
外交使節派遣	大使、公使、代理大使・公使の派遣数をしめす。常駐せずとも信任状が捧呈された兼任先をふくむ。1939年のスペインは共和派政権の数字である。木下郁夫、「外交・領事使節の世界分布——データ蓄積と統計分析——」、『愛知県立大学外国語学部紀要』、地域研究・国際学編、第37号、2005年、181-203ページ。
第一次大戦敗戦	第一次大戦敗戦国のダミー変数。
第一次大戦中立	第一次大戦中立国のダミー変数。
米州	米州の国であることのダミー変数。
ヨーロッパ	ヨーロッパの国であることのダミー変数。

ユートピアニズムの解剖

表4 仲裁・司法的解決付託件数の重回帰

独立変数	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1939
軍事支出額			.000 (.000)				
			.658				
			1.496				
エネルギー消費量	4.48E-005 (.000)	7.32E-005 (.000)			1.79E-005 (.000)		
	.585	.805			.594		
	1.000	1.000			1.002		
貿易総額			.001 (.000)			.002 (.000) .725	
			.523			1.000	
			1.000				
外交使節派遣			.182 (.001)				
			.361				
			1.612				
第一次大戦敗戦					3.734 (.001)		
					.343		
					1.040		
米州			5.136 (.000)				
			.450				
			1.159				
ヨーロッパ					1.610 (.009)		1.507 (.000)
					.257		.508
					1.042		1.000
定数の有意確率	.745 (.012)	1.235 (.001)	-2.639 (.012)	.917 (.029)	.243 (.559)	.780 (.051)	.147 (.508)
決定係数	.343	.648	.767	.273	.566	.526	.258
自由度調整済み決定係数	.324	.638	.748	.256	.540	.518	.245
推定値標準誤差	1.612	1.995	2.867	2.319	2.141	2.656	1.288

- ・数値はうえから、係数、係数のt値の有意確率、標準化係数、VIF（変動インフレーション因子）。
- ・変数はF値の確率0.050以下で投入し、0.100以上で除去した。
- ・t値が有意水準1%未満、またはVIFが4未満をみたさないモデルは除外し、のこったモデルのうち自由度調整済み決定係数が最大のものを採用した。
- ・欠損値は平均値で置換した。
- ・除去された独立変数は記載しない。

れた。ヨーロッパから大量の請求がよせられたベネズエラの紛争は、1903年に常設仲裁裁判所にもちこまれた。仲裁は、モンロー・ドクトリンをかけ西半球の独立を保障した米国が、ラテンアメリカとヨーロッパの紛争当事国間にはさんだ緩衝材であった。1910年には、貿易総額のおおい国ぐにが当事国になっている。いずれにせよ、国民の海外経済活動にともなう相互依存が仲裁の付託につながった。すくなくらぬ小国が、柔軟な勢力均衡によって独立をまもられた。ラテンアメリカは、レーニンのべたように政治的独立と経済的従属の混合した半植民地であったかもしれない。しかし、ついに植民地にならなかつた<sup>39)</sup>。

ところが第一次大戦後、状況は一変した。米州でわがもの顔にふるまう余力をうしなったヨーロッパは、大戦の後始末に仲裁と司法的解決を利用した。米州で1930年代に仲裁事件がなくなったわけでもない。なんといつてもきわだつのは、ヨーロッパで多数の連盟国がPCIJの管轄を受諾し、司法的解決事件が増加したことであった。大国と小国、先進国と途上国をとわず紛争当事国は裁判に応じたので、国際共同体が現出し、「構成員間の平等の原則」が達成されたかのようであった。

こうした仲裁・司法的解決のパターンは、19世紀文明の崩壊を裏づける。第一次大戦はヨーロッパ大陸を運命共同体にかえ、二重の集団性をもたらした。第1に、領土の変更は何百万もの民を困窮におとしいれ、不満のはけ口は外国への請求権にもとめられた。それはパンドラの箱であり、カ一流の「ギブ・アンド・テイク」で平和的変更が可能とみるのは幻想であった<sup>40)</sup>。リエカ(フィウメ)、ビリニュス(ビルノ)、チェシンまたはチエスキ(テッシェン)で間にあわなかつた住民投票、国際管理、司法的解決等の慎重な対応が必要とされていた。以後、「……司法的解決のしくみが、その実効的作動に必要な政治秩序よりはるかすんで発展」<sup>41)</sup>したのはやむをえない。第2に、「平和は不可分である」との認識がひろまり、連盟やPCIJといった普遍的制度が構築された。そのほうが個別事件ごと対抗措置を調整するより効率的であった<sup>42)</sup>。ヒトラーがついにベルサイユ体制を破壊すると、西側とソ連は二国間で同盟・中立・不可侵を約束し、それが全体の不協和音を增幅した(図2)。「生存圏」や「広域圏」と命名された新秩序は、集団性の問題にたいするヒトラーなりの解決であった。

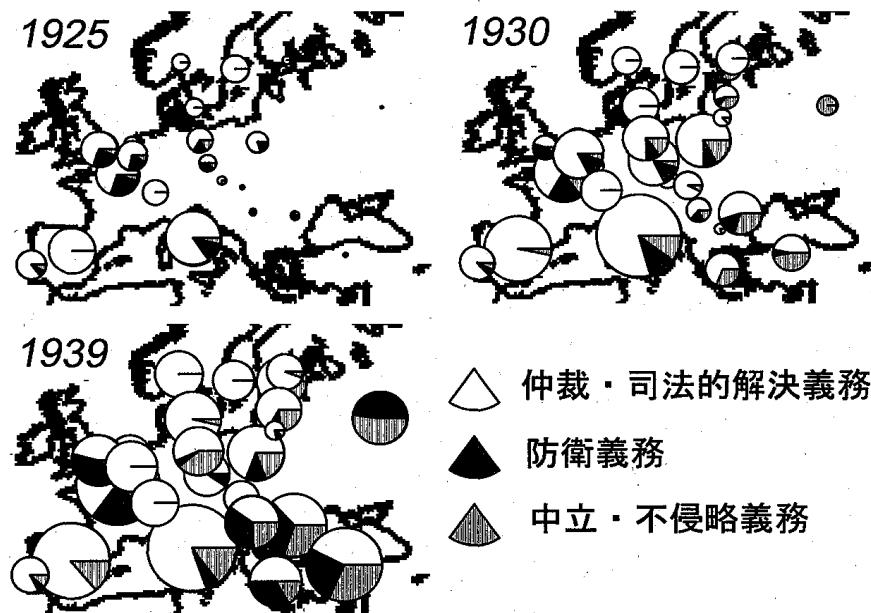


図2 ヨーロッパにおける紛争処理と同盟の義務

出所 本論文のデータとつぎをもとに作成。Brett Ashley Leeds, Jeffrey M. Ritter, Sara McLaughlin Mitchell, and Andrew G. Long, "Alliance Treaty Obligations and Provisions, 1815–1944," *International Interactions* 28 (2002): 237–260.

#### 第4節 むすび

ユートピアニズムと現実主義の対立は、それぞれを代表する英米仏と日独伊の衝突に具現した。カーよると、陳腐な満足国家は革新的な不満足国家の挑戦によって変化をせまられていた。『危機の20年』は弁証法の形式をとるといわれる<sup>43)</sup>。彼は両者の総合を必然とした。満足諸国のかかげた自決権、民主主義、自由貿易は19世紀の遺物として批判され、広域圏、国家主義、アウタルキーが賞賛された。つづく著作の『平和の条件』(1942年)、『ナショナリズムとその後』(1945年)、『新しい社会』(1951年)でもこの志向は踏襲された<sup>44)</sup>。彼の有名な、歴史とは過去と現在と未来との対話である、という定式も、弁証法の定立・反定立・総合を時系列に特殊化したにすぎない。過去それ自体は叙述に値せず、19世紀文明はあくまで批判され克服されるべき対象であった。ヒトラーとスターリンは現在であり、未来を支配するのはその遺産をつぐ者であらねばならなかつた。

しかし戦後、国連、トルーマン・ドクトリン、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）は彼の否定したものを復活させた。『危機の20年』で提

唱された国際的な経済計画はかならずしも好評を博したわけではなかった。強力な論敵フリードリヒ・アウグスト・フォン・ハイエクは、『隸属への道』で市場経済の優越性を逆宣伝した<sup>45)</sup>。国際通貨基金(IMF)とGATTの思想はハイエクにちかい。他方で世界銀行、マーシャル・プラン、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体には、カーとともに、ジョン・メイナード・ケインズと機能主義のデイビッド・ミトラニーの影響がみとめられる。勝敗はひきわけで、社会主義的経済介入とそれに「うめこまれた自由主義」が並存する状況があらわれた<sup>46)</sup>。カーの人権についての意見は現在の基準では抑圧的である。義務の宣言をともなわない権利宣言は無意味である、という主張は<sup>47)</sup>、不可譲の人権を否定する。

もうひとつの19世紀文明であった国際仲裁はどうなったろう。ここでは平和の理論としての側面にかぎりみたい。平和的紛争処理は国連の柱として憲章第6章にかきこまれ、復活したかにみえた。しかし、1945年8月6日の原爆投下は事情を一変させた。翌年の『絶対兵器』でバーナード・プロディは、核兵器には完璧な防御ができないと指摘した<sup>48)</sup>。さらに、弾道ミサイルの開発が脅威を数十分に急迫化し、国連安保理を招集したり、仲裁に付託したりして、奇襲攻撃をとめるなどを困難にした。ダモクレスの剣のもと、「条約の神聖」に国民の生存は託せないとかんがえられた。理論としての仲裁はすたれ、抑止理論がもてはやされるようになった。テロリズムやゲリラに仲裁で対処するのも困難である。居場所をかくし、死をおそれず、詭道を事とする者と付託合意はつくれない。

## 注

- 1) 現実主義と本質主義についてはたとえばつぎをみよ。Jim George, *Discourses of Global Politics: A Critical (Re)Introduction to International Relations* (Boulder: Lynne Rienner, 1994), pp. 77–83.
- 2) See Edward Hallett Carr, *Nationalism and After* (London: Macmillan, 1967), pp. 26–37.
- 3) See Charles Jones, *E. H. Carr and International Relations: A Duty to Lie* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), pp. 3, 54–56.
- 4) Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939: An Introduction to the Study of International Relations* (London: Macmillan, 1940), p. 246.
- 5) 原則的に国際紛争平和的処理条約が署名された1899年7月29日以降に署

## ユートピアニズムの解剖

名された条約の義務をまとめた。しかし、1933年まで効力があったことが確実なそれ以前の一部の条約もふくめた。義務の開始年は署名年をもってあてることにした。これは署名した政権の国家理性を重視したからである。しかし、不特定国が加入する種類の条約ならびに PCIJ 特別議定書の義務は、批准後、効力を発生した年に開始するとした。つきの諸資料を参照した。*Cour permanente d'arbitrage, Traité généraux d'arbitrage communiqués au Bureau international de la Cour permanente d'arbitrage, sér. 1-6* (La Haye: Van Langenhuyzen Frères, 1911-1938); Council of Australian Governments, "Austrian Treaties Library," online, <http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/>, December 27, 2006; 外務省、『条約集』; Max Habicht, *Post-War Treaties for the Pacific Settlement of International Dispute: A Compilation and Analysis of Treaties of Investigation, Conciliation, Arbitration, and Compulsory Adjudication, Concluded During the First Decade Following the World War* (Cambridge: Harvard University Press, 1931); Gordon Ireland, *Boundaries, Possessions, and Conflicts in South America* (Cambridge: Harvard University Press, 1938); Gordon Ireland, *Boundaries, Possessions, and Conflicts in Central and North America and the Caribbean* (Cambridge: Harvard University Press, 1941); League of Nations, *Treaty Series*; Tristan Mage, ed., *La Diplomatie irannienne*, t. deuxième (Paris: Tristan Mage, 1987); William R. Manning, ed., *Arbitration Treaties Among the American Nations to the Close of the Year 1910* (New York: Oxford University Press, 1924); Organización de los Estados Americanos, "Tratado de confraternidad Centroamericana," online (2005), <http://www.oas.org/juridico/spanish/firmas/f-59.html>, December 27, 2006; Peter H. Rohn, *World Treaty Index*, 2nd ed., vols. 1-2 (Santa Barbara: ABC-Clio, 1983); Royal Institute of International Affairs, *Documents on International Affairs* (London: Oxford University Press, 1929-1952); Royal Institute of International Affairs, *Survey of International Affairs* (London: Oxford University Press, 1925-1954); United Kingdom, *British and Foreign State Papers*; United Nations, *Treaty Series*; Francis Colt de Wolf, *General Synopsis of Treaties of Arbitration, Conciliation, Judicial Settlement, Security and Disarmament, Actually in Force Between Countries Invited to the Disarmament Conference* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 1933); and 横田喜三郎、『国際裁判の本質』、岩波書店、1941年。

6) Correlates of War Project, "State System Membership List, v2004.1," online (2005), <http://correlatesofwar.org>, December 27, 2006.

7) See International Labour Organisation, *Conciliation and Arbitration Procedures in Labour Disputes: A Comparative Study* (Geneva: International Labour Office, 1980), pp. 5-6, 55-69; and ロベルト・ヤークテンベルク、アニー・デ・ロー、

- 「ヨーロッパにおける労働争議の解決について」、石川明、三上威彦編、『比較裁判外紛争解決制度』、慶應義塾大学出版会、1997年、219–234ページ。
- 8) J. G. Merrills, *International Dispute Settlement*, 3rd ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), pp. 46–47.
  - 9) Denys P. Myers, "Conciliation Plan of the League to Enforce Peace: A History," *League of Nations*, vol. II, no. 2 (May 1919): 3–35; and James Brown Scott, ed., *Treaties for the Advancement of Peace Between the United States and Other Powers Negotiated by the Honourable William J. Bryan, Secretary of State of the United States* (New York: Oxford University Press, 1920), pp. xi–lxix.
  - 10) L. S. Woolf, *International Government* (New York: Brentano's, 1916), pp. 390–394.
  - 11) *League of Nations Official Journal*, Special Supplement, no. 9 (October 1922): 9–11.
  - 12) A. M. Stuyt, *Survey of International Arbitrations: 1794–1989*, 3rd ed. (Dordrecht: Martius Nijhoff, 1990). 調停事件はB3、B5、B6、B7、B9、B10、審査事件はC3、C4である。
  - 13) See Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939*, pp. 42–48.
  - 14) Ministry for the Foreign Affairs of the Netherlands, *The Proceedings of the Hague Peace Conferences: Translation of the Official Texts*, Conference of 1907, vol. I (New York: Oxford University Press, 1920), p. 689.
  - 15) 松田道一編、『国際関係条約集』、外交時報社、1932年、143–170ページ。
  - 16) See Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939*, pp. 40–42.
  - 17) Ruhl J. Bartlett, *The League to Enforce Peace* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1944), pp. 193–194.
  - 18) League of Nations, *Resolutions and Recommendations Adopted by the Assembly During Its Second Session* (n.p.: n.p., n.d.), pp. 14–15, 24–26. See also Viscount Cecil, *A Great Experiment: An Autobiography by Lord Robert Cecil* (New York: Oxford University Press), pp. 125–126; and F. P. Walters, *A History of The League of Nations*, reprint (London: Oxford University Press, 1969), pp. 147–148, 660.
  - 19) Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939*, pp. 40–41.
  - 20) *League of Nations Official Journal*, Special Supplement, no. 22 (1924): 41–45.
  - 21) Ibid., no. 22: 51–54.
  - 22) Ibid., no. 21 (October 1924): 20–21, 28–29, 47; and Walters, *A History of the League of Nations*, pp. 269–276.
  - 23) See ibid., p. 271.
  - 24) Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939*, p. 38.
  - 25) See ibid., pp. 136–137.

- 26) Ibid., p. 282. なお、1945年の第2版でこの記述はけずられた。
- 27) Ibid., pp. 281–282. See also Jonathan Haslam, *The Vices of Integrity: E. H. Carr, 1892–1982* (London: Verso, 1999), p. 73.
- 28) Monica Curtis, ed., *Documents on International Affairs, 1938*, vol. II (London: Oxford University Press, 1943), p. 32. See also Cecil, *A Great Experiment*, p. 313.
- 29) See Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939*, pp. 257–258.
- 30) Walters, *A History of the League of Nations*, p. 284.
- 31) デーヴィド・ロング、ピーター・ウィルソン、『危機の20年と思想家たち』、宮本盛太郎、関静雄訳、ミネルヴァ書房、2002年、34ページ。
- 32) つぎをみよ。C・P・キンドルバーガー、『大不況下の世界 1929–1939』、東京大学出版会、1982年、264ページ。
- 33) See Cecil, *A Great Experiment*, pp. 196–197, 251–252; and Walters, *A History of the League of Nations*, p. 284.
- 34) Cecil, *A Great Experiment*, pp. 278, 306, 318–319.
- 35) See ibid., pp. 225–236, 246, 270–279.
- 36) カール・ポラニー、『大転換——市場社会の形成と崩壊——』、東洋経済新報社、1975年、3–40、299–348ページ。
- 37) Cecil, *A Great Experiment*, p. 122.
- 38) 相互依存が紛争につながるとする説としてはたとえばつぎをみよ。Kenneth N. Waltz, "The Myth of National Interdependence," in Charles P. Kindleberger, ed., *The International Corporation* (Cambridge: The M.I.T Press, 1970), pp. 205–223.
- 39) レーニン、『帝国主義』、宇高基輔訳、岩波書店、1956年、140–141ページ。
- 40) See Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919–1939*, p. 279.
- 41) Ibid., p. 254.
- 42) Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton: Princeton University Press, 1984), pp. 85–109.
- 43) Jones, *E. H. Carr and International Relations*, pp. 54–60.
- 44) E・H・カー、『新しい社会』、清水幾太郎訳、岩波書店、1953年；Carr, *Nationalism and After*; エドワード・ハレット・カ、『平和の条件』、高橋甫訳、建民社、1954年。
- 45) F・A・ハイエク、『隸属への道』、西山千明訳、春秋社、1992年、253–258、316–318ページ。
- 46) John Gerard Ruggie, "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order," in Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), p. 209.
- 47) これは世界人権宣言の起草に協力する UNESCO (国連教育科学文化機関)

への回答においてのべられた。E. H. Carr, "The Rights of Man," in United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation; ed., *Human Rights: Comments and Interpretations* (New York: Columbia University Press, 1949), pp. 19-23.

- 48) Bernard Brodie, ed., *The Absolute Weapon: Atomic Power and World Order* (Harcourt: Brace and Co., 1946), pp. 28-34.